



日本 HP - PC リユースプログラム for GIGA

サービス仕様書

2025 年 10 月



株式会社 日本 HP（以下「日本 HP」といいます）は、以下の定めに基づき PC リユースプログラム for GIGA（以下「本プログラム」といいます）を提供します。

1. プログラムの概要

本プログラムは、HP の GIGA 端末をご導入いただける自治体様向けに、現在ご利用中の PC・タブレットを無料で引き取るサービスです。

不要になった PC・タブレットの再利用を促進することで、炭素排出量ネットゼロの完全再生型経済の実現することを目的とし、データ消去などを実施後にリユース（もしくはリサイクル）を行います。

プログラム提供フロー

- 1) 申込：引取依頼書に必要事項をご記入の上、日本 HP PC リユースプログラム担当宛てにお送りください。
- 2) 請書：今回のご契約内容、お取引内容に間違いがないかをご確認ください。
- 3) 回収：お客様と回収予定を調整し、日本 HP が契約する物流業者が回収に伺います。
- 4) 検品：受領完了後、お預かりした機器の起動及びリユースの可否を確認します。
- 5) 検収：日本 HP は、お申込みいただいた機器であることを確認し、検収を行います。
- 6) データ消去：お預かりした機器のデータ消去を実施完了後、データ消去・リサイクル作業完了証明書をお送りします。
- 7) リユースの実施： 海外の工場では修理・再生後、途上国で再販によるリユースを実施します。
- 8) リサイクルの実施： 検品の結果、リユースが難しい端末が含まれていた場合、安全で持続可能な電子機器の再利用とリサイクルのためのグローバルスタンダード規格である R2（Responsible Recycling）規格にて、一切廃棄物処理を行わず、価値ある資源として、適切にリサイクルします。

2. 対象者

企業、官公庁、医療期間、学校などの法人のお客様が対象です。

3. 対象機器

メーカーを問わず、お客様が現在所有し、使用中で、教育向け Windows PC(デスクトップ・ノートブック)、Chromebook 及び iPad が対象です。教育向け Windows PC は、教育向け OS がインストールされているものとします。また、対象機器となる CPU の最新情報は[弊社 WEB サイト](#)にてご確認ください。

- 1) キーボード・マウス及び電源ケーブルなど PC の動作に必要な付属品も含めた回収が必要となります。

- 2) 模造品、盗品又は不正な製品は本サービスの対象ではありません。
- 3) お客様に所有権のないリース品、レンタル品はお客様が契約するリース会社様、レンタル会社様に本プログラム適用の可否をお問合せください。

4. 危険負担

製品に生じた滅失、破損、製品内のデータ消失、その他の一切の損害や事故による怪我等は、回収（お客様から日本 HP が手配した物流業者に対象機器の引渡が完了した時点）より前はおお客様の負担とし、回収以降は日本 HP の負担とします。

また、日本 HP は、回収より前においては対象機器内のデータを保護する義務を負わず、また回収以降は製品内のデータを返却または回復する義務を負わないものとします。

5. 所有権の移転

対象機器の検収作業は、日本 HP または日本 HP が業務委託する事業者の施設で実施され、対象機器の所有権は検収の完了によりお客様から移転するものとします。

6. データ消去

リユースを行う場合、ソフトウェアによるデータ消去を実施します。

再生後に途上国でご利用いただくため、磁気消去や穴あけ、粉碎など物理破壊は行いません。

一部対象機器に対して、リサイクルを行う場合、ソフトウェアもしくは物理破壊によるデータ消去を実施します。

またデータ消去作業は日本 HP または日本 HP が業務委託する事業者の施設にて実施します。

7. 価格の確定

本プログラムはメーカーを問わず、お客様が現在ご使用中の PC・タブレットの対象機器を無料で引き取るサービスです。この価格は、対象機器のデータ消去、回収・検品費用及び証明書作成の合計金額が含まれます。

請書の取り交わし後にキャンセルされた場合、日本 HP が実施済みの作業（回収、データ消去、報告書作成）費用およびお客様へ製品を返却するための配送費用は、お客様の負担とします。

8. 再委託

日本 HP は本プログラム又は本プログラムに係る業務を外部に再委託する権利を有します。

この場合、日本 HP は当該再委託先に対して、本プログラムを実施する上で必要な施設や設備の維持、機密保持義務を負わせるものとします。

9. お客様の責任

- 1) 引取依頼書に必要事項を正確にご記入ください。
- 2) データのバックアップと復元はお客様の責任で実施ください。
- 3) 製品の配線の取り外し及び梱包はお客様にてご対応ください。
- 4) 回収を待つ対象機器は、必ず安全な場所に保管してください。
- 5) 回収に伺った際、対象機器以外の引渡は行わないでください。
- 6) 回収前にお客様先で作業や検査などを行う場合、施設内への立ち入り、作業場所の確保などご協力をお願いします。
- 7) Chromebook について、回収前にデバイス毎のデプロビジョニングを行い、管理対象から外してください。Windows PC について、回収前にデバイス毎に Intune/Autopilot から登録解除をお願いいたします。
- 8) BIOS パスワード又はその他の方法によるロックを解除した上で対象機器の引渡をお願いします。
- 9) 通函またはカゴテナーでの回収となります。回収時期や通函、カゴテナーの在庫状況等によって対応方法が異なります。
- 10) カゴテナーによる回収を行う場合、カゴテナーをお送りしますので、回収拠点 1 階の安全な場所に設置の上、回収、保管を行ってください。カゴテナーは常に施錠して、走行時を除いてキャスターロックをしてください。

10. 損害賠償

日本 HP がお客様に対して負う賠償責任は、請求原因の如何を問わず、日本 HP の責に帰すべき事由によりお客様が現実に被った直接且つ通常の損害に限られ、本プログラムで対象機器に対して日本 HP が請書により提示した金額を上限とします。

なお、日本 HP は、逸失利益、データの喪失又は稼働停止等による損害及び予見の可能性の有無にかかわらず特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、賠償する責任を負いません。

1 1. その他

- 1) 日本 HP は回収する対象機器について、受領する前に検品、検査、分析又は試験を行う権利を有します。
- 2) 日本 HP は回収時、もしくは回収後、請書に記載されていない製品が含まれていた場合、該当製品の受領を拒否する権利を有します。
- 3) 日本 HP はいかなる場合も廃棄物の収集運搬及び処分作業を請け負わないものとします。
- 4) 日本 HP は不可抗力事由により生じた履行の遅延又は不履行につき責任を負いません。
- 5) 日本 HP はお客様の個人番号を含む電子データを取り扱いません。
- 6) 本プログラムは日本法を準拠法とします。本プログラムにより生ずる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。